

青梅市告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、青梅都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和5年1月1日

青梅市長 浜 中 啓 一

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画 生産緑地地区	<p>削除する部分 長淵8丁目、友田町1丁目、野上町3丁目、大門1丁目、今寺3丁目、根ヶ布1丁目、師岡町2丁目、新町1丁目、新町3丁目、新町5丁目、河辺町9丁目、藤橋3丁目、今井1丁目、梅郷4丁目、梅郷5丁目、柚木町3丁目</p> <p>追加する部分 長淵2丁目、野上町3丁目、師岡町2丁目、梅郷1丁目、梅郷2丁目、梅郷6丁目</p>

縦覧場所 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
青梅市役所5階都市整備部都市計画課

以 上